

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 3 号）の一部を次のように改正し、2023 年 8 月 28 日乗車となるものから施行します。

現行	改正
<p>(前略)</p>	<p>(前略)</p>
<p>(常磐線北千住・綾瀬間相互発着となる旅客の取扱い)</p> <p>第 16 条の 5 常磐線北千住・綾瀬間相互発着となる旅客に対しては、乗車券類の発売を行わないものとする。</p>	<p>(常磐線北千住・綾瀬間相互発着となる旅客の取扱い)</p> <p>第 16 条の 5 常磐線北千住・綾瀬間相互発着となる旅客に対しては、乗車券類の発売を行わないものとする。</p>
<p>(気仙沼線 B R T 柳津・気仙沼間及び大船渡線 B R T 気仙沼・盛間の特殊取扱)</p> <p>第 17 条 気仙沼線 B R T 柳津・気仙沼間及び大船渡線 B R T 気仙沼・盛間の一部又は全部の区間を乗車する旅客の取扱いは、別に定める。</p>	<p><u>(日田彦山線添田・夜明間に係る乗車券類の取扱い)</u></p> <p>第 16 条の 6 <u>日田彦山線添田・夜明間の一部又は全部の区間を乗車する旅客に対しては、乗車券類の発売を行わないものとする。</u></p>
<p>(気仙沼線 B R T 柳津・気仙沼間及び大船渡線 B R T 気仙沼・盛間の特殊取扱)</p> <p>第 17 条 気仙沼線 B R T 柳津・気仙沼間及び大船渡線 B R T 気仙沼・盛間の一部又は全部の区間を乗車する旅客の取扱いは、別に定める。</p>	<p>(気仙沼線 B R T 柳津・気仙沼間及び大船渡線 B R T 気仙沼・盛間の特殊取扱)</p> <p>第 17 条 気仙沼線 B R T 柳津・気仙沼間及び大船渡線 B R T 気仙沼・盛間の一部又は全部の区間を乗車する旅客の取扱いは、別に定める。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(途中下車)</p> <p>第 156 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅（旅客運賃が同額のため 2 駅以上を共通の着駅とした乗車券については、最終着駅）以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、次の各号に定める駅を除く。</p> <p>(1) 全区間の営業キロが片道 100 キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。ただし、列車の接続駅で、接続関係等の理由により、旅客が下車を希望する場合で、旅客鉄道会社が指定した駅に下車するときを除く。</p> <p>(2) 次に掲げる区間（以下「大都市近郊区間」という。）内の駅相互発着の普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅</p>	<p>(途中下車)</p> <p>第 156 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅（旅客運賃が同額のため 2 駅以上を共通の着駅とした乗車券については、最終着駅）以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、次の各号に定める駅を除く。</p> <p>(1) 全区間の営業キロが片道 100 キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。ただし、列車の接続駅で、接続関係等の理由により、旅客が下車を希望する場合で、旅客鉄道会社が指定した駅に下車するときを除く。</p> <p>(2) 次に掲げる区間（以下「大都市近郊区間」という。）内の駅相互発着の普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>ハ 福岡附近にあつては、鹿児島本線中門司港・鳥栖間</p>	<p>ハ 福岡附近にあつては、鹿児島本線中門司港・鳥栖間</p>

(鹿児島本線(新幹線)小倉・博多間を除く。)、香椎線、篠栗線、日豊本線中小倉・行橋間、日田彦山線中城野・**今山**間、筑豊本線、後藤寺線及び博多南線(以下これらの区間を「福岡近郊区間」という。)

(以下略)

(鹿児島本線(新幹線)小倉・博多間を除く。)、香椎線、篠栗線、日豊本線中小倉・行橋間、日田彦山線中城野・**添田**間、筑豊本線、後藤寺線及び博多南線(以下これらの区間を「福岡近郊区間」という。)

(以下略)